

独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年4月1日規程第4号）一部改正 新旧対照表（抄）

（改正部分のみ／傍線部分は改正箇所）

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">独立行政法人国立公文書館利用等規則</p> <p style="text-align: center;">平成23年4月1日規程第4号 [削る。] <u>最終改正 令和2年〇月〇〇日規程第〇〇号</u></p> <p>（利用請求の手続）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合、次の<u>第2号及び第3号</u>の方法において必要な<u>送料等</u>は、利用請求をする者が負担するものとする。</p> <p>一 閲覧室の受付に提出する方法</p> <p>二 館に郵送等する方法</p> <p>三 <u>情報通信技術を用いて館に送信する方法</u></p> <p>（第三者に対する意見提出機会の付与等）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 館は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立公文書館利用等規則</p> <p style="text-align: center;">平成23年4月1日規程第4号 <u>最終改正 令和2年6月30日規程第18号</u> [加える。]</p> <p>（利用請求の手続）</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 第1項に規定する提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合、次の<u>第2号</u>の方法において必要な<u>送料</u>は、利用請求をする者が負担するものとする。</p> <p>一 閲覧室の受付に提出する方法</p> <p>二 館に郵送等する方法</p> <p>三 <u>ファクシミリにより館に送信する方法</u></p> <p>（第三者に対する意見提出機会の付与等）</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>2 館は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に</p>	<p>ガイドライン改正の趣旨を踏まえて修正するもの。</p>

改正後	改正前	備考
<p>規定する情報（独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報）に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面又は電子情報処理組織（館の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）</u>を使用する方法により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 館は、特定歴史公文書等であって法第16条第1項第1号ハ又はニに該当するものとして同法第8条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知して、法第18条第3項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。</u></p> <p>一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</p> <p>二 利用請求の年月日</p> <p>三 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由</p> <p>四 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている法第</p>	<p>規定する情報（独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報）に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面</u>により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 館は、特定歴史公文書等であって法第16条第1項第1号ハ又はニに該当するものとして同法第8条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面</u>により通知して、法第18条第3項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</p> <p>二 利用請求の年月日</p> <p>三 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由</p> <p>四 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている法第8条第3項の規定による意見の内容</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正案に基づき修正するもの。</p>

改正後	改正前	備考
<p>8条第3項の規定による意見の内容</p> <p>五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>4 館は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>（利用決定）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部</p>	<p>五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>4 館は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を<u>書面</u>により通知しなければならない。</p> <p>（利用決定）</p> <p>第16条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき修正するもの。</p>

改正後	改正前	備考
<p>分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館は、利用請求があった日から30日以内（第11条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>一 本規定を適用する旨及び理由 二 残りの部分について利用決定をする期限</p> <p>（利用決定の通知） 第17条 [略] 2 [略] 3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>次の各号に掲げる方法</u>により行う。 一 <u>利用決定通知書を利用請求者に郵送等する方法</u> 二 <u>情報通信技術を用いて利用決定通知書を利用請求者に送付する方法</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則改正は、令和3年1月4日から施行する。</u></p>	<p>分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館は、利用請求があった日から30日以内（第11条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を<u>書面</u>により通知しなければならない。</p> <p>一 本規定を適用する旨及び理由 二 残りの部分について利用決定をする期限</p> <p>（利用決定の通知） 第17条 [同左] 2 [同左] 3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>郵送等</u>により行う。</p> <p>[加える。]</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正の趣旨を踏まえて修正するもの。</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。		